

平成 19 年から 所得税・住民税が変わります



税源移譲

平成 17 年度以降の税制改正により所得税と住民税が大きく変わります。

平成 19 年分所得税、平成 19 年度住民税に影響をおよぼす主な改正点は、「国から地方への税源移譲に伴う税率の変更」「定率減税の廃止」「住民税の老年者（65 歳以上）非課税制度廃止の経過措置による控除額の減少」です。

これらの改正により、所得税と住民税の額が変わります。

税源移譲は所得税から住民税への税源の移し替えです。多くの方は、住民税が増加する分の所得税が減少しますので、「所得税＋住民税」の金額は改正前と改正後で変わりませんが、定率減税が廃止となる分、税額が増加します。

また、平成 15 年 1 月 2 日以前の生まれで、「住民税の老年者（65 歳以上）非課税制度廃止の経過措置」の適用を受けていた方は、経過措置による控除額が減少する分の税額が増加します。

■税制改正による平成 19 年分所得税額と住民税額の変化

多くの方は、次のように変わります。

①税源移譲により

■所得税 減少↓

■住民税 増加↑

所得税と住民税の合計 増減なし→

②定率減税の廃止により

■所得税 増加↑（最高 12.5 万円）

■住民税 増加↑（最高 2 万円）

③老年者（65 歳以上）非課税制度廃止の経過措置による

控除額の減少により

■所得税 増減なし→

■住民税 増加↑

■税額が変わる時期

給与所得者（所得税の減少が先行）

平成 19 年 1 月以降、給与から源泉徴収される所得税が「住民税への税源移譲により減少」し、平成 19 年 6 月以降、給与から特別徴収される住民税は「所得税からの移譲分が増加」します。

※所得税、住民税ともに定率減税廃止に係る分は増加します。

事業所得者など（住民税の増加が先行）

平成 19 年 6 月からの住民税が「所得税からの税源移譲により増加」し、翌年の確定申告の際に所得税は「住民税への移譲分が減少」します。

※所得税、住民税ともに定率減税廃止に係る分は増加します。

年金所得者（所得税の減少が先行）

平成 19 年 1 月以降、年金から源泉徴収される所得税が「住民税への税源移譲により減少」し、平成 19 年 6 月からの住民税は「所得税からの移譲分が増加」します。

※所得税、住民税ともに定率減税廃止に係る分は増加します。

※老年者（65 歳以上）非課税廃止の経過措置対象者は、「経過措置による控除額」が減少する分の住民税が増加します。

課税所得の金額による税率区分

●所得税（平成 19 年 1 月から適用）

現 行	改正後
330 万円以下 10%	195 万円以下 5%
	195 万円を超える 10%
330 万円を超える 20%	330 万円を超える 20%
	695 万円を超える 23%
900 万円を超える 30%	900 万円を超える 33%
1800 万円を超える 37%	1800 万円を超える 40%

●住民税（平成 19 年 4 月から適用）

現 行		改正後	
市民税	都民税	市民税	都民税
200 万円以下 3%	700 万円以下 2%	6%	4%
200 万円を超える 8%			
700 万円を超える 10%	700 万円を超える 3%		

※具体的な金額は、広報はむら1月15日号、または市ホームページ
(<http://www.city.hamura.tokyo.jp/kazei/kazei.html>)をご覧ください。

問合せ 課税課市民税係

福祉



介護軽度者に特殊寝台購入費を助成します

市では、平成18年4月の介護保険法改正により、特殊寝台の貸与が対象外になった方に対し、特殊寝台購入費の一部を助成します。

対象 原則として次の要件をすべて満たす方

- ①平成18年3月31日時点で介護保険制度により特殊寝台の福祉用具貸与を受けていた方で、平成18年4月1日の介護保険制度の改正により介護保険の特殊寝台の福祉用具貸与から除外され、経過措置の対象となった方
- ②日常的に寝返りや起き上がり動作が困難な方
- ③平成18年4月1日から平成19年3月31日までに特殊寝台（床板の高さを介護者などが調整できる機能があるもの）およびサイドレールを購入した方

助成額 購入費用の2分の1
限度額 10万円

※市民税非課税世帯の方は、負担額の軽減措置があります。詳しくは問い合わせてください。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係

心身障害者（児）理容等サービス助成事業協力店募集

市が発行する助成券で、散髪などのサービスを提供する市内の理容所・美容所を募集します。

ご協力いただくためには、事前に市と契約していただく必要があります。詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 障害福祉課障害福祉係

子育て



保育園入園申込みを受け付けます

平成19年4月に入園を希望する方は、「平成19年度保育園のしおり」にある申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申請してください。

受付場所 市役所2階児童課窓口、各市立保育園

受付期間 1月4日(木)～19日(金)午前8時30分～午後5時（8日(月)を除く）
※土・日曜日にも受け付けます（正午～午後1時を除く）。

●市内私立保育園出張受付●

羽村まつの木保育園 1月5日(金)
羽村たつの子保育園 1月9日(火)
玉水保育園 1月10日(水)
富士みのり保育園 1月11日(木)

太陽の子保育園 1月12日(金)

富士見第一保育園 1月15日(月)

富士見第二保育園 1月16日(火)

かやの実保育園 1月17日(水)

※時間はいずれも午後4時～7時（太陽の子保育園のみ午後4時～8時）

問合せ 児童課保育係

学童クラブ入所申込みを受け付けます

平成19年4月に入所を希望する方は、「平成19年度学童クラブのしおり」にある申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申請してください。

受付場所 市役所2階児童館・学童クラブ担当窓口

受付期間 1月4日(木)～19日(金)午前8時30分～午後5時（8日(月)を除く）
※土・日曜日にも受け付けます（正午～午後1時を除く）。

問合せ 児童館・学童クラブ担当

1月のおしゃべり場

テーマ 子育て支援（病気のとき、休息、急用）

中央児童館 1月11日(木)

西児童館 1月12日(金)

東児童館 1月16日(火)

※時間はいずれも午前10時～11時30分
申込み 電話で子ども家庭支援センターへ

※当日参加もできます。

問合せ 子ども家庭支援センター ☎578-2882

税金



平成19年度償却資産や住宅用地の申告を

■平成19年度償却資産の申告

申告期間 1月4日(木)～31日(水)（8日(月)を除く）

申告書が手元にはない方は、課税課で配付（送付）しています。前年に申告をされた方には12月中に申告書などを送付しています。

■住宅用地などの申告

申告期間 1月31日(水)まで

住宅用地の建替え特例措置 固定資産税の賦課期日（1月1日）前に、これまでであった住宅を取り壊した（住宅用地として土地利用をされていない）場合でも、住宅建替えに着工しているなど一定の要件で住宅用地の特例措置が受けられます。特例措置を受ける方は申告する必要があります。

※各申告について、詳しくは広報はむら12月1日号をご覧ください。問い合わせください。

申告先・問合せ 課税課資産税係

暮らし



横田基地の演習

米軍横田基地で、次の日程で演習が行われる予定です。演習期間中は基地内でのサイレンや放送などが行われることが予想されます。

日程 1月8日(月)～11日(木)

市ではこれらの演習について、基地外に影響を及ぼさないようにすること、演習に関する情報を迅速に提供することなどを、国と米軍横田基地に要請しています。

問合せ 広域・協働推進課広域・協働担当

住民基本台帳カードを利用してください

住民基本台帳カード(顔写真付きカード)は、市や金融機関の窓口などで、運転免許証やパスポートなどと同様に、公的な身分証明書として利用することができます。

1月4日から「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」が改正され、金融機関などで10万円を超える現金の振込みを行う際は、本人確認書

類の提示が必要となります。このような場合にも、公的な証明書として住民基本台帳カードを使うことができます。

※カードの発行には1枚500円の手数料がかかります。詳しくは問い合せてください。

問合せ 市民課受付係

募集



児童館遊びクリエイター(臨時職員)募集

市内各児童館で、児童館遊びクリエイター(臨時職員)を募集します。

募集人員 若干名

資格 保育士または教員免許をお持ちの方

採用予定日 平成19年4月1日

勤務日数 月19日。月～日曜日の間の

ローテーション勤務。休日勤務あり。

労働時間 午前8時30分～午後5時15分

賃金(時給) 平日:920円、土・日

曜日、祝日:1100円

申込み 1月31日(水)までに、市役所職

員課、児童館・学童クラブ担当にある

登録用紙に記入し、顔写真1枚(証明

書写真以外でも可。3cm×3cm程度

の大きさ)、資格証明書の写しを添え

て市役所児童館・学童クラブ担当ま

たは各児童館へ

問合せ 東児童館 ☎ 570-7751、

児童館・学童クラブ担当

文化・教育



図書館 購読雑誌のアンケートを実施します

新年度に図書館で購読する雑誌について、利用者の皆さんの意見を伺うアンケートを行います。希望の雑誌や意見のある方は、ぜひご協力ください。

実施期間 1月4日(木)～31日(水)

配付・回収場所 図書館本館・小作台

図書室・各分室

●図書館キャッチフレーズ●

食べ過ぎはあっても

読み過ぎはありません

問合せ 図書館 ☎ 554-2280

ゆとりぎ催しもの情報

△工房パソコン講座「Word初級」
日時 2月2日・9日・16日・23日

(いずれも金曜日) 午前10時～正午

会場 ゆとりぎ講座室2

受講料 1500円(全4回分)

定員 15人(応募多数の場合抽選)

※一時保育有り(有料・要予約)。

申込み・問合せ 1月15日(月)(必着)

までに、往復はがきに住所・氏名・年齢・電話番号・講座名・保育の有無を記入し、生涯学習センターゆとりぎへ〒205-0003 羽村市緑ヶ丘1-11-5 ☎ 570-0707

動物公園から



自然体験プログラム「ネイチャーゲーム」参加者募集

園内の動物や自然について、大学生のお兄さん・お姉さんと一緒に、楽しいゲームをしながら勉強しませんか。

日時 1月21日(日)午後1時～3時

定員 30人

申込み・問合せ 電話で動物公園へ

☎ 579-4041

■1月の個人開放プログラム

会場 スポーツセンター

種目	開放日時
バドミントン	金曜日午後6時～10時
テニス	水曜日午後6時～10時
インディアカ	第2・4火曜日午後6時～10時
卓球	常時(指導は土曜日午後7時～10時)

※すべてワンポイント指導があります。

対象 市内在住・在勤の方

※運動着、室内用運動靴、バドミントンのシャトル、卓球の球などは各自で用意してください。

■夜間校庭使用受付(2月分)

会場 スポーツセンター受付窓口

名称	日時
羽村東小・羽村三中	1月16日(火)～25日(木)

姉妹都市「北杜市」から

北杜市高根囲碁大会参加者募集

姉妹都市「北杜市」で毎年行われる新春囲碁大会に参加しませんか。

日程 2月10日(土)午前8時発

会場 北杜市高根農村環境改善センター

宿泊 羽村市自然休暇村

参加費 1万1000円(交通費・宿泊費込み)

申込み 1月19日(金)までに電話で矢ヶ崎へ問合せ
広域・協働推進課広域・協働担当/矢ヶ崎 ☎555-3264

社会福祉協議会から

精神保健福祉ボランティア講習会

心の病を抱える方をサポートするボランティアの講習会です。初めての方もぜひ参加してください。

日程

◆2月3日(土)午後2時〜4時30分

オリエンテーション、秋川病院副院長の精神医学講座

◆2月10日(土)午後2時〜4時 支援者「スマイル工房」所長」と当事者による講演

◆2月13日(火)〜3月2日(金) 施設訪問と体験ボランティア(2・3か所の施設を選択して実習)

◆3月3日(土)午後2時〜4時30分 グループワーク、講習会のまとめ

会場 福祉センター ほか

対象 精神保健に関心のある方

定員 30人(先着順)

参加費 500円(資料代)

共催 羽村市社会福祉協議会、精神保健・福祉ボランティアNPO法人

メンタル・フレンド

申込み・問合せ 2月1日(木)までに電話または直接社会福祉協議会へ ☎554-0304 (土・日曜日、祝日を除く午前8時30分〜午後5時15分)

羽村・瑞穂地区
学校給食組合から羽村・瑞穂地区学校給食用物資
納入業者登録申請の受付

平成19・20年度の給食用物資納入業者登録申請の受付を行います。

受付日時 2月5日(月)〜9日(金)午前8時30分〜午後4時

申請書配付日時 1月22日(月)〜2月9日(金)午前8時30分〜午後4時(土・日曜日を除く)

申請書配付場所 羽村・瑞穂地区学校給食センター

受付場所・問合せ 羽村・瑞穂地区学校給食センター給食課管理給食係

☎554-2084

西多摩衛生組合から

工事など入札参加資格審査の受付

平成19・20年度に西多摩衛生組合が行う工事などの入札に参加を希望する方は、入札参加資格審査申込書を提出してください。

受付日

●継続申込者(平成17・18年度受付番号により受付日指定)

1月22日(月)／0001〜0100

1月23日(火)／0101〜0300

1月24日(水)／0301〜0500

1月25日(木)／0501〜0600

●新規申込者 1月26日(金)

受付時間 午前9時〜午後4時(正午〜午後1時を除く)

申込書の配付 1月9日(火)から26日(金)までに西多摩衛生組合ホームページ

(<http://www.nishiei.or.jp>)からダウンロードしてください。

※インターネット環境のない方のみ西多摩衛生組合総務課窓口で配付します。

申込み 申込者が必要書類を直接西多摩衛生組合へ

問合せ 西多摩衛生組合総務課 ☎554-2409

フレッシュランド西多摩から

体育館の予約受付時期の変更

1月から、体育館の予約受付時期を次のとおり変更します。

●青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町在住の方：利用希望日の1か月前の初日(休館日を除く毎月1日)から受付開始

●それ以外の地区に在住の方：利用希望日の1か月前の15日(休館日を除く毎月15日)から受付開始

※詳しくはフレッシュランド西多摩のホームページをご覧ください。

連鶴展示会

羽村連鶴の会による連鶴作品の展示会を行います。

期間 1月16日(火)〜28日(日)

問合せ フレッシュランド西多摩 ☎570-2626

URL <http://www.nishiei.or.jp>